

## 論文の内容の要旨

論文題目：**建設契約における公正・正義および契約管理者と仲裁人の行為規範に関する研究**

(公共工事システムおよびエンジニアの職能の日英国際比較)

氏名： 海藤 勝

国外にはグローバル化する建設市場と国際競争に対応でき、国内では公共サービスへの社会及び国民のニーズの多様化に対応できる公共工事調達と公共工事システムへの改革が求められ、その透明性、公正性、競争性を向上させ、国際標準化へ向けて民主的で機能的なものへ変革する必要があると考えられる。

英国の公共調達制度と公共工事システム、特に三者制スキームと建設契約の公正性、確実性、完備性と機能性そして普遍性は公共調達と公共工事システムの国際標準と成っていることを検証した。その建設契約をコントロールするジ・エンジニア（契約管理者）の行為規範と契約当事者のセーフティネット（ジ・エンジニアの不当な判断・決定に対する）の役割を果たす仲裁を管轄する仲裁人の行為規範を考察した。そして建設契約及びジ・エンジニアと仲裁人の行為規範の基盤は公平・公正と正義にあることを明らかにした。

公平・公正と正義および国際標準の視点から公共工事システムの日英国際比較を行い、相違を明らかにして我が国の公共工事システムの構造改革と国際標準化への道筋を明らかにした。同時にジ・エンジニアの職務に焦点をあて、公共工事システムを担う土木技術者の新しい職能を提示した。

本論文の構成と概要は以下に示す通りである。

第1章は「序論」である。研究の背景、目的、手順と方法、構成を述べた。

第2章の「英国の公共工事調達」では、英国の公共工事システム（三者制スキームと契約システム等）と公共調達の背景と現状を述べ、「公共調達規則 2006」を分析し、公共調達の透明で公正なルールとなっていることを検証した。

第3章の「英国法と契約と権利・義務」では、英国のコモンローおよび契約法の背景を述べ法と正義の関係を検証し、契約3根本原則を明らかにして契約における公正と権利の関係を考察し、英国における法と正義と権利を検証した。

第4章の「英国の建設契約と ICE 契約約款」では、英国の建設契約を述べ、ICE 契

約約款の役割と機能そして問題解決のメカニズム（手続）を分析し、その公正性・確実性・完備性を検証した。ジ・エンジニアの決定権限とジ・エンジニアの不当な決定に対して当事者を救済する仲裁のセーフティネットワークとしての役割を明らかにした。

第5章の「ジ・エンジニアの職務と行為規範」では、英国における土木技術者（シビルエンジニア）とジ・エンジニアの歴史および伝統的な三者制スキームの背景を考察した。併せて、英国土木学会及びコンサルティングエンジニア協会の歴史とジ・エンジニアとコンサルティングエンジニア企業（工事の設計、請負者の工事の監理と契約の運用管理を業務とする）の独立性も検証した。役務契約約款、ICE 契約約款そして FIDIC 契約約款におけるジ・エンジニアの義務と権限、その役割と職務を検証した。そしてジ・エンジニアの公正・正義に基づく行為規範を考察した。

第6章の「仲裁と仲裁人の行為規範」では、英国の仲裁の歴史を述べ、英国仲裁法 1996 における仲裁手続・仲裁審理および仲裁人の役割と職務を検証し、自然正義（紛争当事者に公平で公正に対処する）に基づく仲裁人の行為規範を考察した。

第7章の「日本の公共工事調達と公共工事請負契約」では我が国の入札契約を含む公共工事システムと公共工事標準請負契約約款を考察し、課題を整理した。我が国の調停と仲裁についても考察した。

第8章の「公共工事システムの日英国際比較」では、英国の公共工事システムの特徴を整理し、国際標準との関係を明らかにした。国際標準に関して、公共工事システムの日英国際比較・分析を行い、我が国の公共工事システムのグローバル化と国際標準化への対応を論述した。

国際標準化の対象とした重要項目は次の通りである。

- ① 「公共調達法令・規則」の適用
- ② 公正な請負契約と三者制スキーム
- ③ 価格（数量）内訳表と出来高払および数量精算契約
- ④ 公平な仲裁による紛争の最終解決（セーフティネット機能）

第9章の「結論」において本研究の成果を整理して述べた。

- (1) 我が国の入札契約に関する統一したルールとなる新しい「公共調達規則」を適用・施行し、建設市場参加者に透明で公正な調達ルールを設定する。
- (2) 現在の工事請負契約約款のもっている契約の片務性、不確実性、不公平性を排除し、請負契約約款の改正を行い、その公正性、確実性、完備性を確保できるようにして、独立の第三者（ジ・エンジニア/設計・監理者）に契約をコントロールさせて契約を機能させ、契約遵守・優先にしていく。
- (3) 国際標準となっている三者制スキームに移行し、建設コンサルタントを独立させる。これは、公共工事システムの構造改革であり以下に示す変革が実現できる。
  - ① 請負契約の構造改革と契約約款の運用の公正化および機能化（契約優先）
  - ② 「内なる国際化」の実現と公共工事システムの国際標準化、そして国際競争力

の向上

- ③ 公共工事システムの効率性・経済性の向上
  - ④ 土木技術者の職能意識とステータスの向上
- (4) 建設コンサルタントが設計・監理者となって設計と工事監理・契約運用管理に責任をもつ三者制スキームになれば、完成度の高い入札図書に依る公正な入札競争及び公平な契約運用管理が期待できる。建設コンサルタントの設計・監理者の職務は土木技術者に新たな職能を提示できる。
- (5) 数量内訳明細書（価格内訳書）使用による出来高払と、併せて最終実施数量に基づく数量精算契約とする。
- (6) 仲裁がセーフティネットの役割を担うためには、公平・公正な仲裁人（又は仲裁廷）を当事者が自主的に選定・任命できるようにする。